

阿南6か月ゼロ災運動



【期間:平成29年7月1日～12月31日】

1. 運動の目的

阿南労働基準監督署管内の労働災害について、長期的には減少傾向にありますが、**平成25年以降**、毎年死亡災害が発生しており、また、休業4日以上の死傷災害については、過去4年間（平成25、26、27、28年）ともに**120～130件台**で推移するなど、近年では減少傾向が鈍化しております。特に、食料品製造業・建築工事業・林業等の業種では増加の兆しも見られ、このままでは**第12次労働災害防止計画***（目標値：平成29年：103件）の達成が危ぶまれております。

このような状況の下、死亡災害の撲滅と休業災害のさらなる減少を図るため、昨年に引き続き阿南地方労働基準協会において



阿南6か月ゼロ災運動



を展開する運びとなりました。

経営トップや現場管理者による『安全宣言』とその実行により、労使協力のもと、安全衛生管理水準の向上と自主的な労働災害防止活動の活性化を図り、会員事業場が一丸となって、「ゼロ災害」の職場を達成することを目的とします。

本運動の取り組みに、多くの事業場からのご参加いただきますようお願いいたします。

※【労働災害防止計画】・・・労働災害を減少させるための取り組みを「5年毎」に定めた計画。昭和33～37年を第1次として、第12次労働災害防止計画の期間は平成25～29年。
【阿南労基署の目標値】・・・「死亡者数：年間0人」、「死傷者数：平成29年：103件」

2. 運動取り組み期間等

- (1) 期 間：平成29年7月1日～12月31日（6ヶ月間）。
- (2) 参加資格：阿南地方労働基準協会、建災防、林災防の各会員事業場（参加費不要）。
※工事現場単位での参加も可能（工期が運動期間をまたぐもの）。
- (3) 参加申込：平成29年6月12日～6月30日までの間に、【参加申込書（様式第1号）】を阿南地方労働基準協会長あてに郵送またはFAXにて申し込みください。
- (4) 結果報告：6ヶ月間の取り組み期間終了後、平成30年1月5日～1月12日までの間に、【結果報告書（様式第2号）】を阿南地方労働基準協会長あてに郵送またはFAXにて報告してください。

※労働災害の有無にかかわらず、必ず結果を報告してください。

3. 取り組み事項の例

本運動の参加事業者は、次のような安全衛生管理活動を積極的に展開することにより、本運動の取り組み期間中、及びその後においても「ゼロ災害」の職場を目指してください。

- (1) 経営トップや現場責任者が安全の決意表明『安全宣言』を行い、自らも率先して安全衛生パトロールを実施し、安全で快適な職場づくりを進める。
- (2) 安全衛生管理体制を見直し、必要な整備を図り、実行ある管理体制を確立する。
- (3) 墜落・転落災害など重篤度の高い労働災害を防止するため、設備対策を徹底する。
- (4) 各種機械装置、荷役運搬・建設機械、木材搬出機械等の点検と各作業毎の作業手順の確認を行い、安全な作業方法を確立させる。

- (5) 危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づき必要な措置（リスク低減対策）を実施する。
- (6) 危険予知（KY）活動、ヒヤリハット、4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動等、日常的な安全衛生活動への取り組みを労使一体となって実施する。
- (7) 『安全の見える化』の普及促進を図り、職場に潜む危険個所を、目に見える形で、分かりやすく明示することにより、効果的な災害防止活動を展開する。
- (8) 高年齢労働者に配慮した労働災害（転倒災害、腰痛等）の防止対策を実施する。
- (9) 災害事例や視聴覚教材等を活用した安全衛生教育を実施する。
- (10) その他、職場安全集会の取り組みやポスター（安全宣言等）の掲示等、安全衛生意識の機運を高めるためのあらゆる運動を展開する。

※「全国安全週間実施要綱・職場の安全サイト（中災防ホームページ）」なども参照。

4. 6か月ゼロ災達成証の交付

結果報告に基づき、取り組み期間中に「**ゼロ災害（死亡災害、休業1日以上災害、障害を伴う災害が無いこと）**」を達成した事業者には、『**阿南6か月ゼロ災達成証**』を交付します。「達成証授与式」は平成30年2月に開催予定です。

5. 事務局（申込み先）

〒774-0030

阿南地方労働基準協会

阿南市富岡町内町164

TEL：0884-22-6982 FAX：0884-49-2764

6. 共 催

建設業労働災害防止協会徳島県支部 阿南・那賀・海部分会

林業木材製材業労働災害防止協会徳島県支部 阿南分会

7. 後 援

阿南労働基準監督署

8. 安全宣言の方法

例えば、「安全帯の着用徹底」などのような呼びかけではなく、「**〇〇を着用します**」「**〇〇を行います**」といった取り組む行動を具体的に記入した『**安全宣言**』を作成し、各作業場・朝礼場所・休憩所などの目につきやすい場所に掲示してください。

工事の進捗状況や作業工程の変更時など、必要に応じて『安全宣言』の内容も更新してください。宣言した者の氏名・押印（又は自筆の署名）を入れると効果的です。

『**安全宣言**』の書式は任意です。社内様式でもかまいません（別添：様式参照）。

経営トップの安全宣言（例）

- ・安全衛生の教育訓練体制を確立させ、社員全員の安全資質の向上を図ります。
- ・安全衛生法令を順守し、社員一丸となり『ゼロ災害』の職場づくりを目指します。

現場責任者の安全宣言（例）

- ・安全衛生教育を通して、ヒューマンエラーの防止と作業手順の順守を図ります。
- ・リスクアセスメントを実施して、危険・有害要因の排除・低減を図ります。
- ・作業床（通路）の濡れ防止、滑り止め、段差の解消を図り、転倒災害を防止します。
- ・危険範囲内へ立ち入らせないため、安全な作業通路を確保し通行厳守させます。
- ・機械の清掃・点検・刃部取換時の運転停止を厳守させ、巻き込まれ災害を防ぎます。
- ・交通ヒヤリマップの作成と周知により、交通労働災害を防ぎます。
- ・KY活動、ヒヤリハット事例を共有し、安全意識を高め災害防止につなげます。

【様式第1号】

阿南労働基準協会長 あて

『阿南6か月ゼロ災運動』
 (平成29年7月1日～12月31日)
【参加申込書】

事業場の名称 (工事名称)	
事業場の所在地 (現場事務所の所在地 及び工期)	〒 _____ (工期：平成 年 月 日～平成 年 月 日)
労働者数	_____ 人 ※工事現場からの申込の場合には、総入場者数(見込)
担当者氏名	
電話番号	
業種 ※該当する番号に○印 を付けてください	1. 製造業 2. 鉱業 3. 建設業 4. 運輸交通業 5. 林業 6. 商業 7. その他の業種 ()
経営トップの安全宣言 ※概要を記入してください。	※「宣言書(写)」の添付は不要。
現場責任者の安全宣言 ※概要を記入してください。	※「宣言書(写)」の添付は不要。

平成29年7月1日から平成29年12月31日までの間に取り組みされる、『阿南6か月ゼロ災運動』に参加します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業者名

代表者職氏名 _____

【様式第2号】

阿南労働基準協会長 あて

『阿南6か月ゼロ災運動』

(平成29年7月1日～12月31日)

【結果報告書】

- 事業場名（工事名称）
- 所在地
- 代表者職氏名
- 電話番号

※平成29年7月1日～平成29年12月31日までの間における『阿南6か月ゼロ災運動』の取り組み結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 運動期間中の労働災害発生状況				
死亡	休業4日以上	休業1～3日	合計	障害を伴う災害
_____件	_____件	_____件	_____件	有・無
2. 運動期間中の取り組み状況 ※「宣言書(写)」の添付は不要。				
(1) 経営トップの安全宣言 [_____] 取り組み状況 [_____]				
(2) 現場責任者の安全宣言 [_____] 取り組み状況 [_____]				

※注意事項

1. 災害件数には、派遣労働者の労働災害、業務上の交通事故も含めてください(通勤災害は除く)。
2. 『安全宣言』の取り組み状況についても、必ず記入してください。

<参考様式> ※定められた書式はありません。

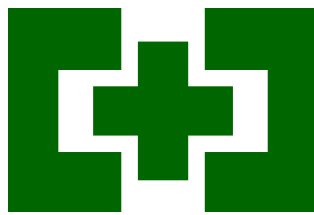
★社内（現場）に掲示し、取組活動を広く周知してください。

SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY

【記載例】

- ◆作業内容の変更に応じて、安全宣言の内容も更新してください。
- ◆掲示場所に応じて拡大してください。

宣言日 平成 年 月 日



安全宣言

阿南6か月ゼロ災運動

（平成29年7月1日～12月31日）

●トップの安全宣言

(例) 職場巡視の強化により、危険・有害要因を除去して
労働災害を撲滅します。

徳島建設株式会社 代表取締役 徳島太郎

●現場責任者の安全宣言

(例 1) 機械装置の点検・清掃時の運転停止を徹底させ、非定
常作業時の巻き込まれ災害を防ぎます。

(例 2) こまめな水分・塩分の補給と休憩時間を確保し、暑熱
環境への順化期間も設けて、熱中症を防ぎます。

(例 3) 高所作業では、手摺りの設置と安全帯の使用を厳守さ
せ、墜落災害を防ぎます。

阿南工事作業所 所長 建設太郎

以上、本取り組みを機に、組織が一丸となり、労働災害の
無い、安全な職場づくりに取り組むことを宣言する。

主唱：阿南地方労働基準協会 協賛：建災防各分会、林災防阿南分会 後援：阿南労働基準監督署

SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY

SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY

SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY SAFETY

宣言日 平成 年 月 日



安全宣言
阿南6か月ゼロ災運動
(平成29年7月1日～12月31日)

●トップの安全宣言

●現場責任者の安全宣言

以上、本取り組みを機に、組織が丸となり、労働災害
の無い、安全な職場づくりに取り組むことを宣言する。

主唱：阿南地方労働基準協会 協賛：建災防各分会、林災防阿南分会 後援：阿南労働基準監督署

ゼロ災運動の推進について



ゼロ災害参加運動の
シンボルマーク(中災防)

◆ゼロ災運動の目的◆

ゼロ災運動とは、人間尊重の理念に基づき、全員参加で安全衛生を先取りし、一切の労働災害を「ゼロ」にすることを究極の目標とする運動です。

労働災害をゼロにするためには、経営者・管理監督者・第一線で働く人々全員が、それぞれの立場、持ち場で労働災害防止活動に参加し、問題を解決するいきいきとした職場風土づくりをめざす運動です。そのためには、自主活動の活発な展開が必要となります。

◆ゼロ災運動の心◆

【理念3原則】

1. ゼロの原則

単に死亡災害・休業災害だけがなければよいという考えではなく、職場や作業に潜むすべての危険を発見・把握・解決し、根底から労働災害をゼロにしてゆこうという考え方です。

2. 先取りの原則

究極の目標としてのゼロ災害・ゼロ疾病の職場を実現するために、事故・災害が起こる前に、職場や作業にひそむ危険の芽を摘み取り、安全と健康（労働衛生）を先取りすることです。

3. 参加の原則

職場や作業にひそむ危険を発見・把握・解決するために、全員が一致協力してそれぞれの立場・持ち場で自主的、自発的にヤル気で問題解決行動を実践することをいいます。

【ゼロ災運動3本柱】

1. トップの経営姿勢

安全衛生は、まずトップのゼロ災害・ゼロ疾病への厳しい経営姿勢に始まります。「働く人一人ひとりが大事だ」、「一人もケガ人は出さない」というトップの人間尊重の決意から運動は出発します。

2. ライン化の徹底

安全衛生を推進するには、管理監督者（ライン）が作業の中に安全衛生を一体に組み込んで率先垂範して実践することが不可欠です。ラインによる安全衛生管理の徹底が第二の柱です。

3. 職場自主活動の活発化

一人ひとりが危ないことを危ないと気づき、自主的、自発的にヤル気で安全な行動をするような実践活動がなければ、職場の日々の安全を確保することはできません。